

鳥羽市で  
お仕事体験  
しませんか？

# インターンシップ支援事業補助金

就労機会の創出と就職後のミスマッチによる離職を防ぐことを目的に、学生のインターンシップや就業体験を促進するため、鳥羽市の企業でのインターンシップ等への参加に必要な交通費や宿泊費の一部を支援します！

## 補助金の対象となるかた

鳥羽市内の企業でインターンシップや就業体験、オープン・カンパニーに参加した大学生、短大生、専門学校生など（ただし、就業により給与等を受け取る場合は対象となりません。）

## 補助金の対象となる経費

- 宿泊費・・・インターンシップ等に参加するため鳥羽市内の宿泊施設に宿泊した際の費用。
- 交通費・・・居住地からインターンシップ等を実施する鳥羽市内の企業までの往復の移動に要した鉄道賃、船賃、航空賃等。鳥羽市職員等の旅費に関する条例に準じ、最も経済的な通常の経路及び方法で計算すること。

## 補助金の金額

補助対象経費の1/2を補助します。ただし補助上限は次のとおりです。

- 宿泊費・・・1泊当たり3,000円、最大5泊分
- 交通費・・・1人当たり15,000円

## 募集期間

随時(予算額に達した時点で終了となります)

## 申請手続きの流れ

### インターンシップ等を行う企業の決定

※各情報サイトや企業のサイト等から、内容や日程等を確認のうえ、インターンシップ等の申込を行ってください。

※補助金の交付を希望する場合、日程が確定したら、予め、観光商工課商工労政係に連絡してください。

### インターンシップの実施

※補助金交付申請書に添付する「インターンシップ参加証明書」の発行(記載)を企業に依頼してください(様式はHPから)。

### インターンシップ支援事業補助金交付申請書の提出(フォーム又は郵送)

(添付書類)  
・インターンシップ参加証明書  
・宿泊費の領収書  
・学生証の写し  
・居住地が確認できる書類

市が交付申請の内容を審査し、補助金の交付を決定

インターンシップ支援事業補助金交付請求書の提出、口座情報の写し(郵送)

インターンシップ支援事業補助金の支給

補助金申請



補助金申請フォーム

インターンシップ情報サイト



南三重就活ナビ



おしごと広場みえ

※他から申し込んだ場合でも補助金の対象になります。

お問い合わせ先

鳥羽市役所 観光商工課 商工労政係

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 TEL 0599-25-1156 FAX 0599-25-1159

E-mail [syoko@city.toba.lg.jp](mailto:syoko@city.toba.lg.jp)

HP [https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/shoko/gyomu/koyo\\_shugyo/index.html](https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/shoko/gyomu/koyo_shugyo/index.html)

